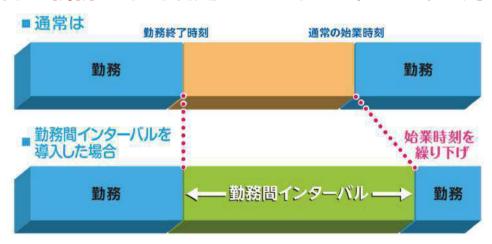




労働能率を向上させる取り組みを行い、 「9時間以上11時間未満」または 「11時間以上」の勤務間インターバルを導入した際に、 その費用の一部が助成されるものです。

<勤務間インターバルとは>

勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。 2018 年 6 月 29 日に成立した「働き方改革関連法」に基づき「労働時間等設定改善法」が改正され、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが事業主の努力義務として規定されました(2019 年 4 月 1 日施行)



出典:厚生労働省「勤務間インターバル制度」



対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

- ●労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ●交付申請時点及び支給申請時点で、36協定が締結・届出されていること。 (令和3年4月1日以後に初めて36協定を締結・届出する事業主は対象外)
- ●過去2年間に月45時間を超える時間外労働の実態があること。 (賃金台帳、タイムカード、出勤簿等の提出が必要)

- ●年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 - ・常時10人以上の労働者を使用する対象事業場においては、労働基準法第39条第7項に基づく、 時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載があること。
 - ・常時10人未満の労働者を使用する対象事業場においては、「年次有給休暇管理簿」(労働基準法施行規則第24条の7に基づく時季、日数及び基準日を明らかにした書類)を作成していること。



助成率と上限額

対象となる事業主	成果目標	休息時間数(※5)	助成率 (※6)	1企業当たりの上限 額
1 .新規導入 (勤務間インター バルを導入していない事業 場)	新規に所属労働者の半数を 超える労働者を対象とする 勤務間インターバルを導入 すること	9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
		11時間以上	3/4	100万円
2.対象労働者の拡大 (既に休息時間数が 9 時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場で、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場)	対象労働者の範囲を拡大し、 所属労働者の半数を超える 労働者を対象とすること	9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
		11時間以上	3/4	50万円
3. 休息時間の延長 (既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場)	所属労働者の半数を超える 労働者を対象として、休息 時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること	9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
		11時間以上	3/4	50万円

^{※5} 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します

^{※6} 常時使用する労働者数が30名以下かつ⑥から⑦の支給対象の取組を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります



【助成上限額の加算】

前記上限に加え、右表の賃金加算を実施した場合、労働者数に応じて上限額が加算されます。

引上げ人数	3%引上げ 上限加算額	5%引上げ 上限加算額	
1~3人	15万円	2 4 万円	
4~6人	3 0 万円	48万円	
7~10人	5 0 万円	8 0 万円	
11~30 人	1 人当たり 5 万円 (上限150万円)	1人当たり8万円 (上限240万円)	

【活用の流れ】

導入する機器のカタログや見積書、相見積書等(※7)を入手し、

導入時期や改善内容を計画する



労働局へ

交付(計画)申請



- 1~3ヶ月

交付決定(計画の認定)

(※7) 申請を行う際には、その事業に係わる経費が適正なものであることを証明するため、対象の製品等について、複数の見積書(相見積)の添付が必要です。 また、見積書、相見積書の提出の際は、"同一"の製品等であること、見積書の有効期限が切れていないことに注意しましょう。



- ①機器の購入、研修の実施など
- ②11時間の勤務間インターバル制度を就業規則に規定・周知
- ③労使の話し合いの機会の整備、労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付ける ための担当者の選任



労働局へ

支給申請

交付申請期限は2021年11月30日

国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付が締め切られる場合があります。

22



助成対象となる取組(①~⑦のうちいずれか1つ以上を実施)

	取組	補助率	具体例等
1	労務管理担当者に対する研修 (業務研修を含む)	3/4 合計10万円まで	・外部の講師を招き、管理職に対して、労働時間等の設定の改善の必要性等について周知を図るため、研修を実施・外部の専門家が開催するセミナーに参加
2	労働者に対する研修(業務研修 を含む)、周知・啓発	3/4 合計10万円まで	・労働者に対して、労働時間等の設定の改善の必要性等について周知を図るため、外部の講師を招き研修を実施・ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施、年次有給休暇の取得率の目標設定等に係る周知を行う・2週間程度の長期休暇制度の導入等取得しやすい雰囲気づくり等に係る啓発を実施
3	外部専門家によるコンサルティング	3/4 合計10 万円まで	外部専門家による業務体制等の現状の把握、問題点・原因の分析、対策の検討・実施等
4	就業規則・労使協定等の作成・変更	3/4 合計10 万円まで	成果目標の達成に向けた取組を主目的としない就業規則等の作成・変更に係る費用は助成対象となりません
5	人材確保に向けた取組	3/4 合計10万円まで	・求人情報サイトや求人情報誌、新聞等への求人広告の掲載 ・合同企業説明会への出展 ・求人パンフレット・ダイレクトメール等の作成

	取組	補助率	具体例等
6	・労務管理用ソフトウェアの 導入・更新 ・労務管理用機器の導入・更新 ・デジタル式運行記録計の 導入・更新	円を超える場合の補助率は 4/5)	・勤怠管理ソフトウェア等の導入・更新 ・事業場独自の勤怠管理ソフトウェアの開発(自社開発を除く) ・勤怠管理ソフトウェアと連携し労働者のパソコンの使用を制御するソフトウェアの導入 ・労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を記録することができるタイムレコーダー, I Cカードの導入・更新 ・I Cカードの読取装置等の導入・更新 ・車載器本体、記録媒体(メモリーカード等)等の購入 ・読取装置(メモリーカードリーダー等) ・分析ソフトウェア等の導入・更新。 ・型式指定を受けている機器を使用するために必要な「専用」のセンサー、ハーネス、ソフトウェア
7	労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 (労働者が直接行う業務負担を軽減する、または生産性向上により労働時間の縮減に資する設備・機器等の導入・更新)		 ・自動食器洗い乾燥機を導入し食器洗い作業の負担を軽減する(飲食店) ・成分分析計を携帯型のものに更新し作業場と事務所間の移動時間を削減する(製造業) ・入出荷システムを導入し入出荷と在庫管理を連動させ業務の効率化を図る(倉庫業) ・ダンプカーを追加導入し待ち時間を削減することで時間外労働を縮減する(建設業) ・業務システムを導入し生徒の成績管理等の業務の効率化を図る(学習塾経営) ・美容機器を更新し複数の施術を1台で行うことで移動時間を削減する(美容業) ・3DCAD専用機を導入し作図に要する時間を縮減する(設計業)など

※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。



【活用例】

A調剤薬局 様

取り組みの内容

- ・全社に、勤務間インターバル(11時間)を新規導入
- ・対象店舗に小型分包機(錠剤などを服用分毎に小分けする機械)の追加導入



取り組みの成果

- ・従来1台だった分包機を2台にすることにより、一時に並行して複数の分包を行うことができるようになり、労働時間の短縮が図られた。
- ・労働時間の短縮を実現し、勤務間インターバルを確保することができた。

助成内容

設備導入費用 1,080,000円(税抜)について助成額 864,000円

【活用例】

土木建設業 B建設 様



取り組みの内容

- ・勤務間インターバル(11時間)を新規導入
- ・コンクリート小割圧砕機の導入

取り組みの成果

- ・コンクリート構造物等の解体時に、重機と人力を併用し、鉄筋・鉄骨の切断や破砕は人力とする工法をとっていたが、コンクリート小割圧砕機を導入したことで、重機で鉄筋コンクリートや鉄骨に圧力をかけ、破砕や切断ができるようになり、業務効率が向上した。
- ・労働時間の短縮を実現し、勤務間インターバルを確保することができた。

助成内容

設備導入費用 1,650,000円(税抜)について 助成額 1,000,000円(上限額)